

令和2年 11月

品確法第22条に基づく発注関係事務の 運用に関する指針 改正本文 参考資料

令和 2年 11月
近畿地方整備局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

掲載リスト

運用指針
参考資料



改正運用指針における記載順に以下の関連資料を掲載しています。

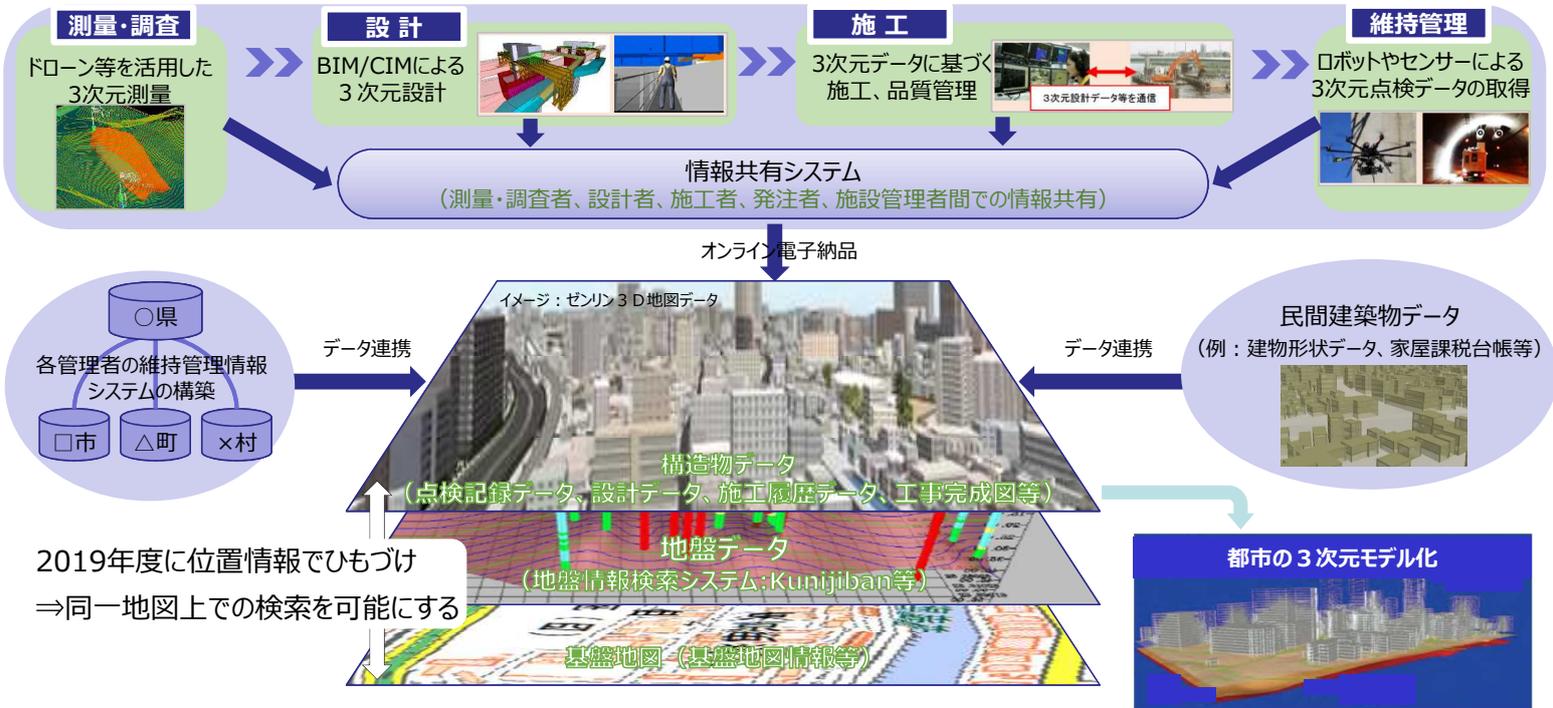
- ・ インフラデータプラットフォームのイメージ
- ・ オンライン電子納品の取り組み状況
- ・ BIM/CIMを活用した品質確保について
- ・ 余裕期間制度
- ・ 地方公共団体における平準化の取組の更なる推進
- ・ 中長期的な発注見通し公表について（案）
- ・ 海外技術者評価制度（仮称）の創設
- ・ 技術者ネットワークの構築
- ・ 直轄工事における「登録基幹技能者」を活用する工事（試行）
- ・ 国土交通省登録資格の活用
- ・ 一括審査方式の活用
- ・ 国交省発注工事における労働賃金改善への取り組みの促進
- ・ 第三者による品質証明、ISO9001認証の活用について
- ・ 労働環境改善（熱中症対策、快適トイレ）
- ・ 情報共有システム、情報通信機器を活用した効率化・省力化について
- ・ コリンズ・テクリスについて
- ・ プロポーザル方式
- ・ ウィークリースタンスについて
- ・ 条件明示チェックシートについて
- ・ スケジュール管理表について
- ・ 地盤状況に関する情報の確認及び共有について
- ・ 災害復旧における入札契約方式の選定について
- ・ 適切な設計変更（遠隔地からの労働者確保）
- ・ 大規模災害における復興係数・復興歩掛
- ・ 事業促進PPPについて
- ・ チャンス拡大方式
- ・ 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- ・ コンペについて
- ・ 建設キャリアアップシステムの構築

インフラデータプラットフォームのイメージ

発注関係事務の運用に関する指針

各段階においてICTを積極的に活用し、地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携や(中略)積極的に活用するよう努める。

- 国土に関する情報をサイバー空間上に再現するインフラデータプラットフォームを構築
- 2019年度に基盤地図上に地盤データと構造物データを位置情報でひもづけ、同一地図上に表示
- また、2019年度に一部の地域において都市の3次元モデル化を試作
- 都市の3次元モデル化にあたっては、自治体構造物データ及び民間建築物データとも連携



工事 生産性向上

オンライン電子納品の取り組み状況

発注関係事務の運用に関する指針

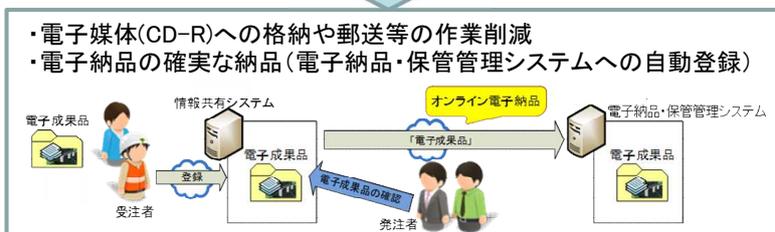
各段階においてICTを積極的に活用し、(略)電子納品(業務や工事の各段階の成果を電子成果品として納品すること)のオンライン化等の推進に努める。

- 電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること。(平成16年より本格運用中)
- 各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与。
- オンライン化(情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品)により電子納品の更なる省力化、効率化を図る。

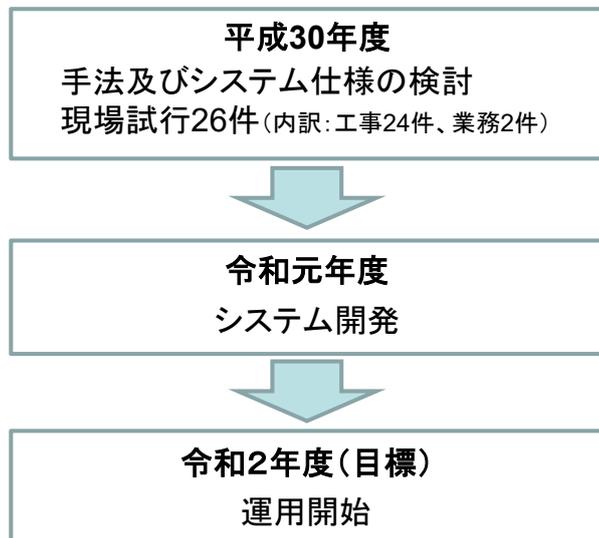
<電子納品のメリット>



オンライン化



<これまでの実施内容と今後の予定>



※自治体での電子納品のオンライン化に対しても支援を実施

発注関係事務の運用に関する指針

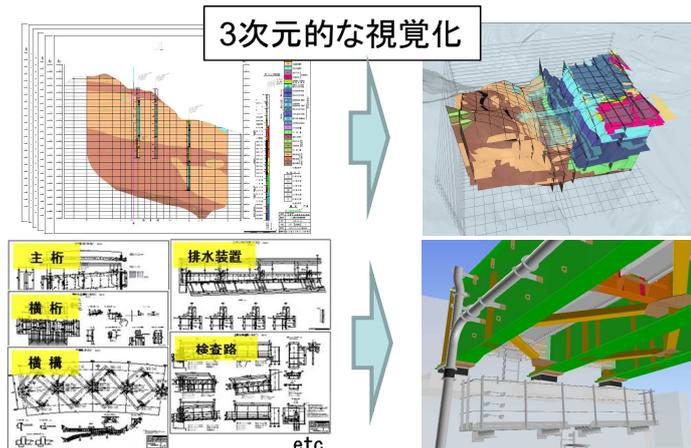
業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIMや3次元データ等の積極的な活用に努める。

○BIM/CIM※とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの。

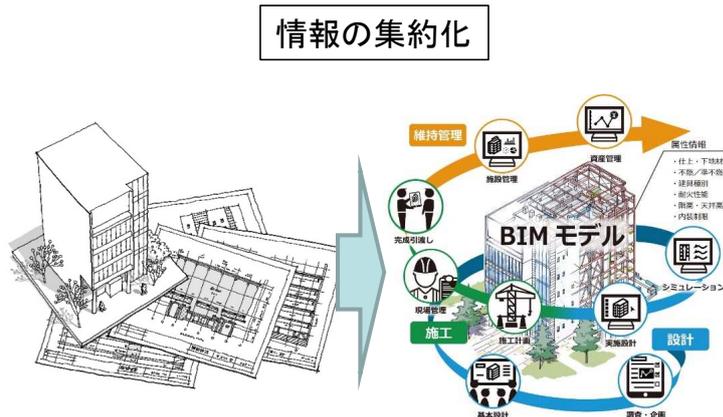
○BIM/CIMを活用することで、3次元的な視覚化が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、情報の集約化が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。

○ひいては、建設生産・管理システム全体における、事業の生産性向上や品質の確保を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management



➢ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかなどを3次元的にチェックが可能となる。



➢ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

余裕期間制度

発注関係事務の運用に関する指針

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

なお、余裕期間制度には、①発注者が工事の始期を指定する方式(発注者指定方式)、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式(任意着手方式)、③発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式(フレックス方式)があり、これらの活用には、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択する。

■余裕期間制度

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



1. 余裕期間の長さ:
6ヶ月を超えない範囲

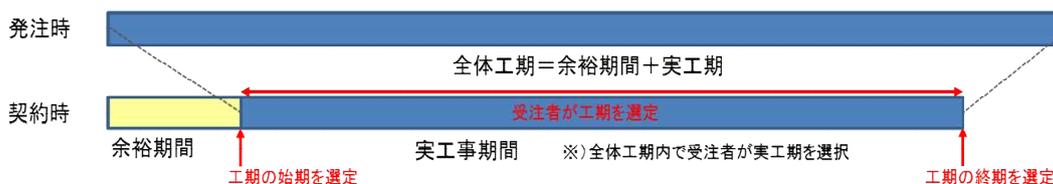
②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



2. 技術者の配置:
(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間:
技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



発注関係事務の運用に関する指針

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、施工時期の平準化の取組状況等について、先進事例を共有するとともに、他の発注者の状況も把握できるよう公表に努める。

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底
(中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、監理課長等会議(8ブロック)等)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況の見える化して継続的にフォローアップ
 - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況の見える化し、他の団体と比較できるよう公表
 - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
 - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

6

発注関係事務の運用に関する指針

中長期的な工事の発注見通しについて、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じて、地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」。)において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

<根拠条文>

品確法第七条第一項(抄)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設
(現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

スケジュール

- 令和2年度から直轄の取組を公表予定
- その後、地域発注者協議会を通じて、取組を順次拡大予定

7

入札情報サービス 発注の見通し(工事)検索結果 - Internet Explorer

http://www.i-ppijp/PPJ/SearchServices/Web/Koji/Mitoshi/Search.aspx

発注の見通し | 入札公告等 | 入札の経過 | 発注の見通し | 入札公告等 | 入札の経過 | 発注機関情報

発注の見通し(工事)検索結果

該当する案件が **55** 件あります。1~20 件表示しています

CSV出力

No	発注機関/担当部・事務所 △▽	工事名	入札契約方式 △▽	工事区分 △▽	入札予定時期 △▽	更新日 △▽
1	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道357号東京湾岸道路改良工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01
2	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道1号-246号環境対策工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01
3	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道16号保土ヶ谷出張所管内環境対策工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01

現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載



事業計画通知や各種計画に記載している事業(プロジェクト)の中長期的な見通しとして追加

No	発注機関/担当部・事務所 △▽	事業名	更新日 △▽
1	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道(〇〇~〇〇)(〇〇環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道路	2020/04/01

対象事業

改修・改築系 : 事業計画通知で公表している事業(プロジェクト)

補修・修繕系 : 点検結果等で補修・修繕予定を公表している事業(プロジェクト・構造物等)

8

発注機関	国土交通省〇〇地方整備局
担当部・事務所	〇〇国道事務所
事業名称	国道〇〇号 〇〇道路
事業区間	〇〇県〇〇市〇〇~〇〇
全体事業費	〇〇〇億円
当年度の事業費	〇〇億円
事業進捗/完成予定時期	事業進捗率:〇〇% 用地進捗率:〇〇%
概要	道路改良工 〇 km 橋梁上下部工 〇橋 トンネル工 〇箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
留意事項	

9

発注関係事務の運用に関する指針

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、(略)、適切な評価項目の設定に努める。

背景

「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」において、海外展開を促進する仕組みの構築の必要性が明記

今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ

(平成30年4月 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会)

5-4. 海外展開を促進する仕組みの構築

・JICA等の国際協力機関と連携して、海外における技術者の実績・成績等を国内工事・業務でも活用できるような制度構築の検討を行うべき。そのためにジ・エンジニアや海外実績の評価導入、海外実績、成績等の国内工事・業務への活用を検討すべき。

対応の基本方針

- 海外の工事・業務については発注主体が多様多様であることから、通常の国内の直轄工事・業務のように一元的な評価方法を実施することは不可能
- 海外の工事・業務で実績のある技術者を表彰する制度を構築し、その表彰の有無を総合評価落札方式にて加点項目とする案を検討

表彰制度(案)

1. 対象: 海外の工事・業務で実績を有する日本の技術者
2. 審査方法: 審査委員会を設置
3. 褒賞: 大臣表彰

総合評価で評価方法

- 【工事】 WTO案件の工事において、段階選抜の一次選抜で、海外実績を有するものを優先的に選定。
 - 【業務】 総合評価、プロポーザル方式の評価項目として設定
- ※工事・業務ともに、評価の対象となる期間は受賞から10年程度を想定

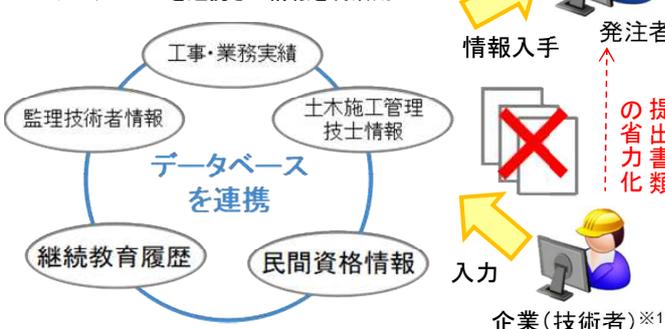
発注関係事務の運用に関する指針

技術者の情報を一元的に把握できる取組(技術者情報ネットワーク)の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。

- 効率的な情報活用により、企業が入札契約手続きや工事現場で必要となる提出書類を省力化
- ICT技術の利活用により、若手技術者活用工事の更なる実施等に寄与

＜技術者情報ネットワークの連携イメージ＞

技術者の情報にIDを付与し、工事実績や資格等のデータベースを連携させ情報を利活用



＜入札契約手続きや工事実施時の提出書類の削減イメージ＞

(例) 技術者情報に関連する書類は技術者の氏名と連携ID番号及び同種類似の工事名のみ記載

データベースを活用し
提出書類を削減

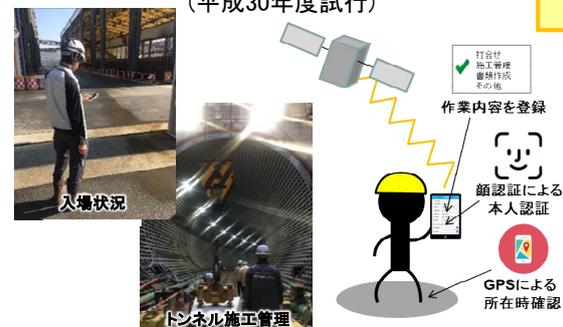
これまで
競争参加資格確認資料※2を提出
(技術者関連資料: 約20枚)

- ・現場従事記録は、次の現場でも活用
 - ・DBへの若手技術者の工事実績登録が促進
- 若手技術者活用工事等の更なる実施に寄与

作業時間、作業内容、緯度経度等が入力され、現場技術者の現場従事を記録

日時(座標)	区分	作業内容	顔認証区分	緯度	経度
2019/02/05 20:14	退場			35.355927	139.484639
2019/02/05 12:19	入場	施工管理	顔認証	35.355927	139.484639
2019/02/05 11:57	退場			35.355926	139.484639
2019/02/05 11:43	入場	打合せ	顔認証	35.355926	139.484639
2019/02/05 11:42	退場			35.355927	139.484639
2019/02/05 07:57	入場	施工管理	顔認証	35.355927	139.484639

＜工事従事期間の登録の簡素化＞
(平成30年度試行)



＜実施に向けた進捗イメージ＞
現在



※1: 現状は企業のみ入力(技術者からの登録方法も検討)
※2: 配置予定の主任(監理)技術者の資格・工事経験技術者の資格資料(一級土木施工管理技士・監理技術者資格者証等)

発注関係事務の運用に関する指針

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、～(中略)～必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や技能労働者の技能(登録基幹技能者等の資格の保有など)等を評価項目に設定する。

取組概要

- 熟達した作業能力と豊富な知識を有するとともに施工管理等のマネジメントができる優れた技術者である
「登録基幹技能者」を活用する工事
- 設計図書(特記仕様書)に「登録基幹技能者の活用」を明記
- 登録基幹技能者を活用することにより、段階確認時における臨場に代えて、動画等のIT活用も可能とし、受発注者双方の事務負担の軽減を図るとともに、円滑な工程管理を目指す。(事後報告も可)

令和元年度の実実施方針

- 関東地域において、登録基幹技能者が比較的多い「鉄筋」の活用で試行
- 「鉄筋」の登録基幹技能者が多い都県で数件試行(埼玉、千葉、東京、神奈川)
- 工事内容に、鉄筋工を含む「一般土木(B、Cランク)」で試行

< 参考：登録基幹技能者の役割 >

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整



【出典：一般財団法人建設業振興基金 HP】 12

発注関係事務の運用に関する指針

必要に応じて、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、海外での業務経験を有する技術者の活用等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

国土交通省登録資格とは

- 民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格(ここでは民間資格という)について、国や地方公共団体の発注業務で活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度。
(根拠法:公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号、令和元年6月14日改正施行)第24条)
⇒平成30年度までに延べ288資格が登録【維持管理分野(点検・診断等業務)209資格、計画・調査・設計分野79資格】
- 国や地方公共団体発注の「計画・調査・設計業務」、「維持管理業務」において、担当技術者、管理技術者、照査技術者に民間資格の保有者を配置するなどにより、業務の品質を確保。

【点検・診断等(維持管理)業務の登録資格の分野】

部門	知識・技術を求められる者															
	管理技術者												担当技術者			管理技術者と照査技術者両者(両者に同等の知識・技術を要する)
河川	橋梁	トンネル	道路	港湾	鉄道	下水道	港湾	空港	電力	都市公園	土木機械設備	土木機械設備	土木機械設備	土木機械設備	土木機械設備	
点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
設計(維持管理)																
計画調査(維持管理)																

【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】

部門	知識・技術を求められる者															
	管理技術者												担当技術者			管理技術者と照査技術者両者(両者に同等の知識・技術を要する)
河川	トンネル	道路	港湾	鉄道	下水道	港湾	空港	電力	都市公園	土木機械設備	土木機械設備	土木機械設備	土木機械設備	土木機械設備	土木機械設備	
計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○配置予定技術者の参加要件(例)

- 1 予定管理技術者
 - 予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。
 - ① 下記のいずれかの資格を有する者
 - ① 技術士
博士(※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
 - ② 国土交通省登録技術者資格
 - ③ 上記以外のもの(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

○総合評価落札方式における国土交通省登録資格の評価(例)

【管理技術者の評価例】

① 国家資格・技術士	3点
② 国土交通省登録資格	2点
③ 上記以外の民間資格	1点

【担当技術者の評価例】

① 国家資格・技術士	2点
② 国土交通省登録資格	1点
③ 上記以外の民間資格	1点

発注関係事務の運用に関する指針

工事の目的や内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式や、(略)を活用することなどにより、発注者と競争参加者双方の負担軽減に努める。

<手続の流れ>

複数工事をまとめて1つの公告を行う

工事①、工事②、工事③を1つにまとめて公告

参加希望者は希望する工事に対し申請書を提出する。技術資料はいずれか1つの工事に対してのみ提出すればよい。
ただし**1つの公告に対し、配置予定技術者は1名のみとする。**

申請



技術資料の審査・希望工事のみ札入れ

あらかじめ**入札説明書に示した順番に開札**をおこない、工事ごとに最も評価点の highest が落札。
落札者は配置予定技術者の専任が必要のため、今回公告の他工事は**無効**となる。



14

発注関係事務の運用に関する指針

建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

○ 国土交通省発注工事において、日建連「労務費見積り尊重宣言」*を踏まえ、元請企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するために、総合評価方式においてインセンティブを付与(技術評価における加点)するモデル工事(「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(仮称))を試行する。

*:(一社)日本建設業協会 H30.9.18発表

1. 対象工事

- 当面、一般土木(WTO対象工事で段階的選抜方式)にて試行

2. 総合評価方式における技術評価内容

- 入札契約手続きの審査基準日*までに、参加する企業(個社)において「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表するとともに、下請企業への見積り依頼に際して労務賃金を内訳明示する旨を記した誓約書(又は見積書様式、その他労務賃金を内訳明示することがわかる資料)を提出する
- 上記両方の条件を満たした場合1.0点加点する(自由設定項目)
※「競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限」の日

3. 工事成績評定

- 工事完成検査/成績評定時において、元請企業と下請企業間の見積書を確認し、労務賃金が内訳明示されていない場合には、工事成績評価において減点する
- 見積書の確認は抜き取りで行うこととし、確認範囲は当面、以下の場合とする
<見積書を確認する範囲>
・一次下請(施工体制台帳に記載された業者)との契約のうち、下請金額3,500万円以上の契約(警備業者との契約も対象に含む)
- また、見積書に加えて注文書において、労務賃金が内訳明示されている場合には、加点する

4. スケジュール

- 令和元年下半期(10月)から試行

発注関係事務の運用に関する指針

ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用を努める。

○ 第三者による品質証明制度の制度化を検討するため、施工者と契約した第三者による品質証明の試行を実施。

○ ISO9001 認証の活用を検討するため、ISO9001活用モデル工事の試行を実施。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行

ISO9001活用モデル工事の試行

【概要】
受発注者以外の、一定の技術力を有する**第三者**による品質証明により、**受注者の品質管理をサポート**し、品質を確保する

【目的と効果】

- ・品質の確保
- ・施工の効率化とキャッシュフローの改善
- ・監督、検査業務の効率化

【概要】
ISO9001認証取得した一定の技術力を有する**受注者自らが品質管理を実施する。**

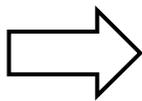
【目的と効果】

ISO9001活用工事は**監督業務の一部を受注者の検査記録の確認に置き換える**ことで品質確保と事業実施の効率化を図るもの。

第三者品質証明とISO9001活用モデル工事のイメージ

(通常の監督)

確認頻度	19/20	【受注者】 臨場確認	【発注者】 書面確認
	1/20		臨場確認



(第三者品質証明)

確認頻度	19/20	【受注者】 臨場確認	【発注者】 確認・記録
	1/20		

or

(受注者(ISO9001))

確認頻度	19/20	【受注者】 確認・記録	ISO9001 に基づく品質マネジメントを活用
	1/20		

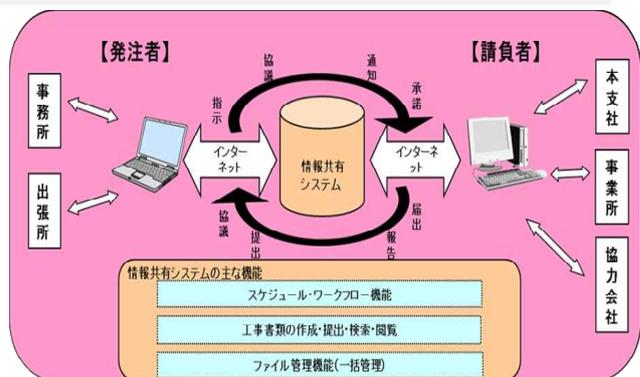
発注関係事務の運用に関する指針

ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用を努める。

- 公共工事の施工中における、**受発注間の書類の提出や協議資料等をデータ化**し、スケジュールや共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えた、情報共有システム等を活用し、業務の**効率化や書類の簡素化**を図る。
- タブレット端末やウェアラブルカメラを用いて、書類の簡素化や立会の代替を図る。

情報共有システムにより期待される効果

1. 協議、承諾等の行為の効率化
2. 施工管理、工程管理業務の効率化
3. 工事進捗状況の共有化
4. 協議内容の共有化
5. 電子データの利用による検査業務の効率化



ASPやタブレット端末の活用

- ・出来形確認等は、タブレットに直接文字を書き込めるアプリを利用し、データとしてASPに同時保存
- ・電子化された工事書類により、完成検査時は電子検査として実施(工事書類の簡素化)



現地立会 出来形確認(ASP直接入力)



ASP上の電子確認



提出書類:A4ファイル2冊

労働環境改善(熱中症対策、快適トイレ)

発注関係事務の運用に関する指針

受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT建設機械等の積極的な導入などを促し、作業の効率化等を実施するよう努める。

熱中症対策

○工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加

対象工事・対象地域

○工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く） ○地域：全国

補正方法

○補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間の真夏日}}{\text{工期}}$$

- ・真夏日：日最高気温が30度以上の日
- ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期
- ・補正係数：1.2

快適トイレ

快適トイレとは、以下の標準仕様を満足したトイレとし、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する直轄土木工事から導入。

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレトーパー予備置き場等)

履行状況の確認等

コリンズ・テクリスについて

運用指針
参考資料

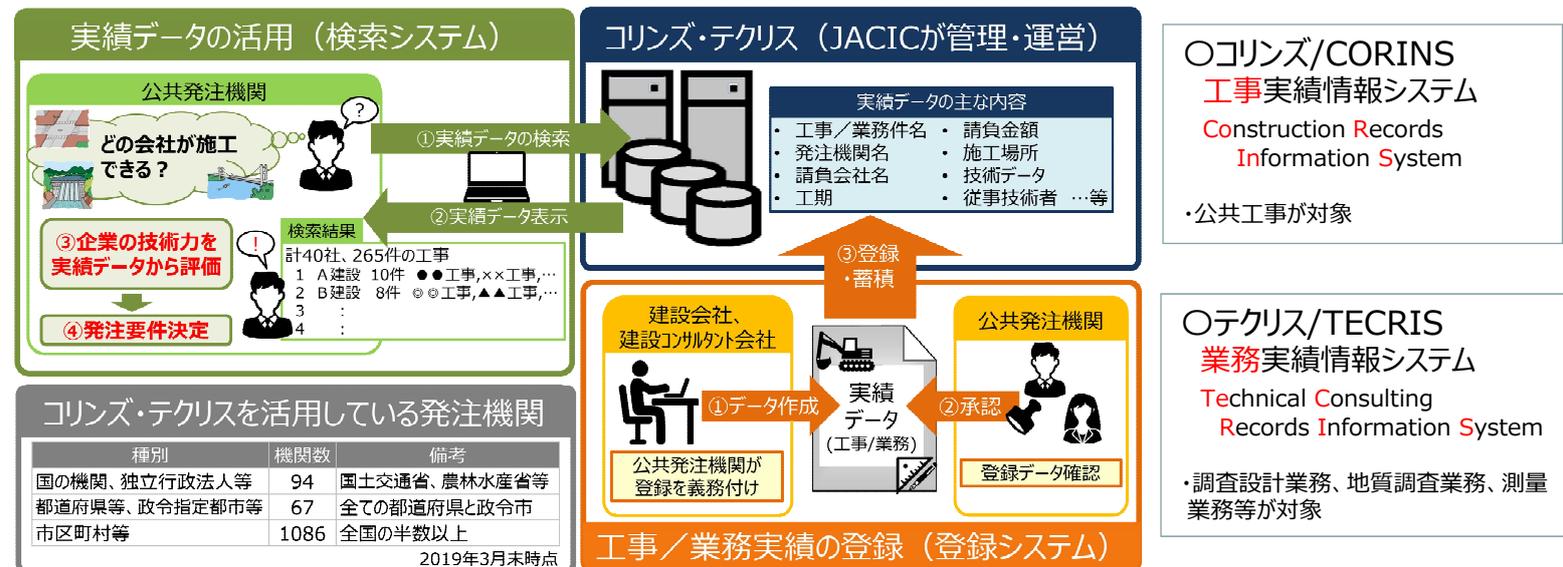
発注関係事務の運用に関する指針

技術者の資格や実績をコリンズ(工事实績情報システム)等へ登録するよう受注者へ促す

技術者の資格や実績をテクリス(業務実績システム)やPUBDIS(公共建築設計者情報システム)等(以下「テクリス等」という。)へ登録するよう受注者へ促す

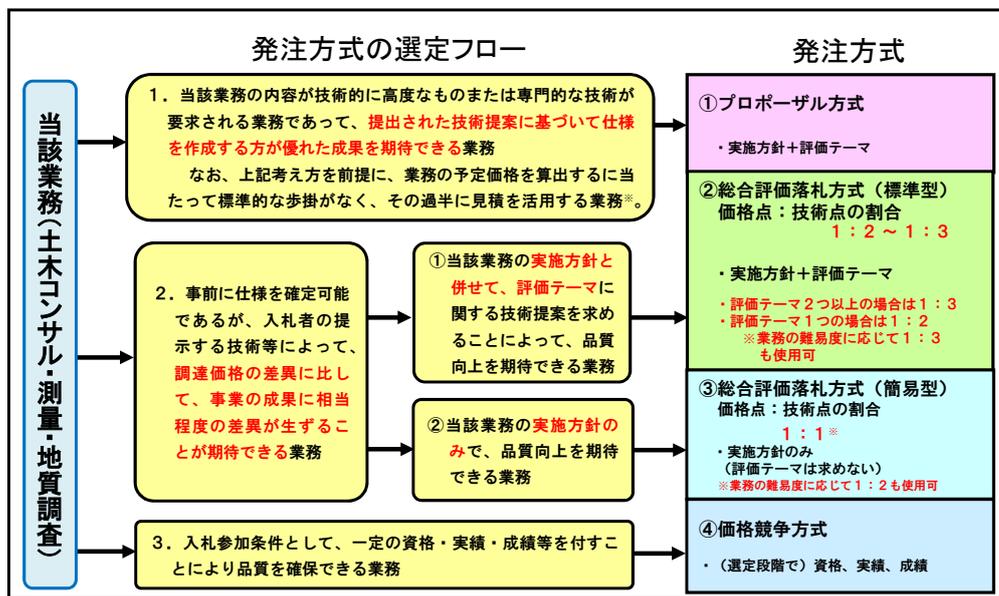
1. コリンズ・テクリスの概要 (2) コリンズ・テクリスの役割と基本的な枠組み

役割 公共事業の発注に際し公平かつ適正な企業選定を行うため、客観的なデータ(=過去の工事・業務の実績)から企業や技術者の技術力を確認し、評価するための支援ツール

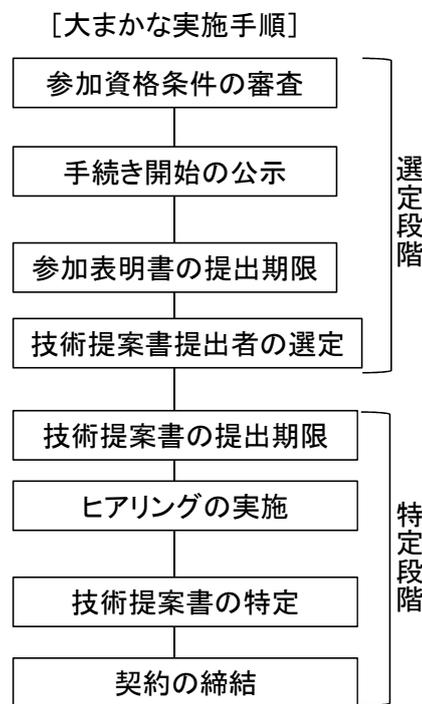


発注関係事務の運用に関する指針

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる



履行状況の確認等

ウィークリースタンスについて

発注関係事務の運用に関する指針

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用や条件明示チェックシートの活用)、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

※中部地整の事例

《取組方針》

発注者として受発注者対等な立場を再認識し、“ウィークリー・スタンス”の徹底を図る
 ※平成29年4月以降契約の全ての業務で、業務環境の改善に向けた取り組みの試行を実施
 （土木関係建コン業務、測量業務、地質調査業務）

《 ウィークリー・スタンス 》
「(仮称) chubuミッション5」

1. 依頼は、主任調査員名でメール送信
2. 原則、勤務時間外の作業依頼禁止
3. 作業内容に見合った作業期間確保（最低3日間）
4. 週末依頼の週初め提出期限の禁止
5. 原則、16時以降の打合せ禁止



金	土	日	月
依頼	❌		提出

月	火	水	木	金
依頼	作業期間 (最低3日間)			提出

※中部地整の事例

発注関係事務の運用に関する指針

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウイークリースタンスの適用や条件明示チェックシートの活用)、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

実施内容

- 詳細設計業務発注時において、受発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、条件明示チェックシート(案)を活用

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)



適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行

国土省土木業務関連HP: <http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html>

実施体制(案)

- 確実な条件明示のための体制として、「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催※し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

発注関係事務の運用に関する指針

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウイークリースタンスの適用や条件明示チェックシートの活用)、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

目的・概要、留意点

- ・ 円滑な業務実施を図るため、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で協議し、受発注者の役割分担、懸案事項、着手日、回答期限等を「業務スケジュール管理表」で明確化
- ・ 業務スケジュール管理票の作成及び管理は受注者が行うことを原則とするが、作成負担軽減を図るため、業務内容に応じて「様式の簡素化や自由度の向上」を図る
→ 過度に複雑化せずに受発注者双方が利用しやすい様式とする
- ・ やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は適切な履行期間の確保を図る

対象

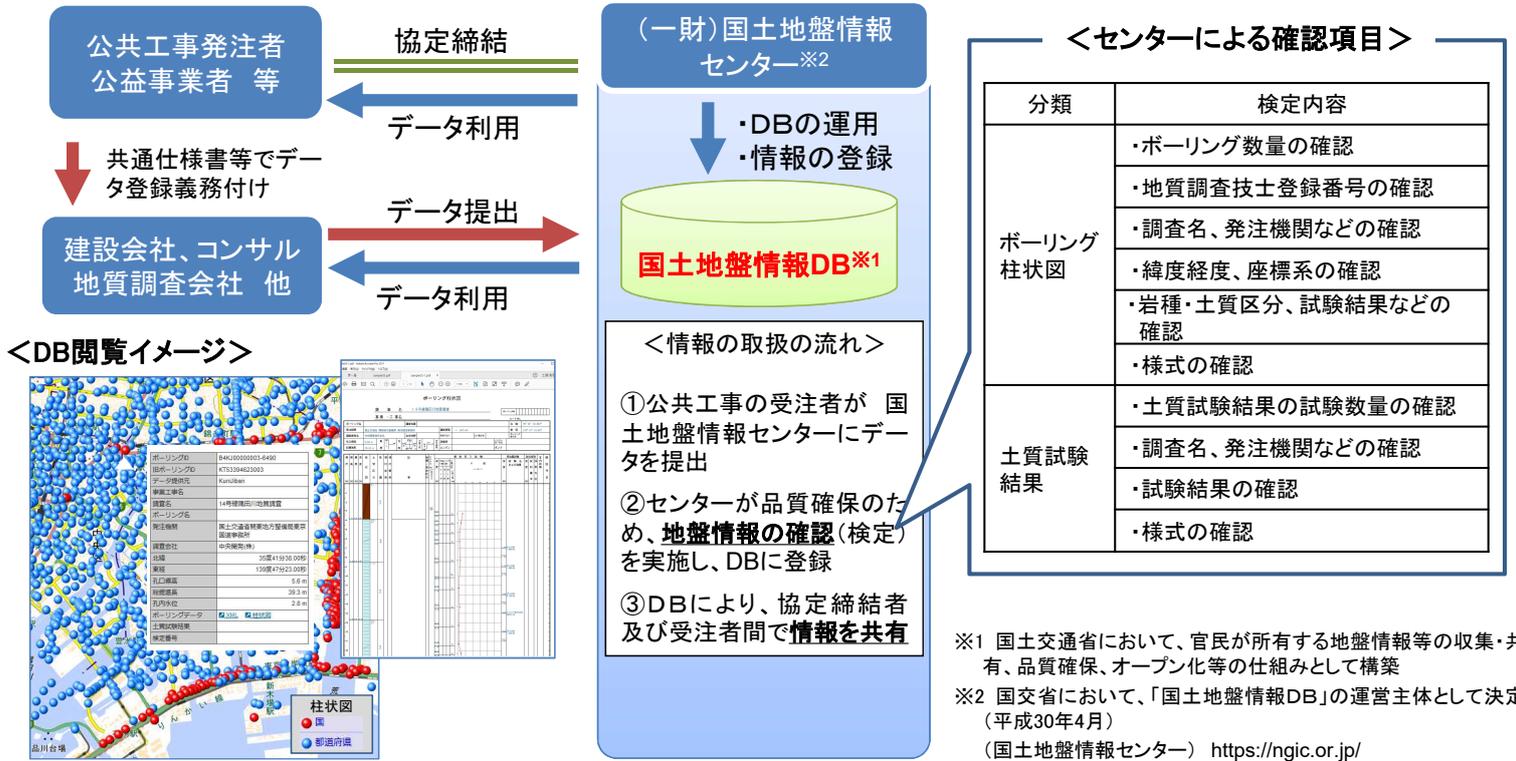
- ・ 原則、全ての詳細設計業務で実施
- ・ ただし、懸案事項等が少なく、通常の工程表による管理のみで円滑に業務を進めることが出来る場合は対象外
- ・ 検討業務等においても実施し、対象の拡大を図る。

業務スケジュール管理表(イメージ)

発注関係事務の運用に関する指針

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認すると共に、あわせて情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの構築及び活用の推進に努める。

—情報の確認・共有の取組例—



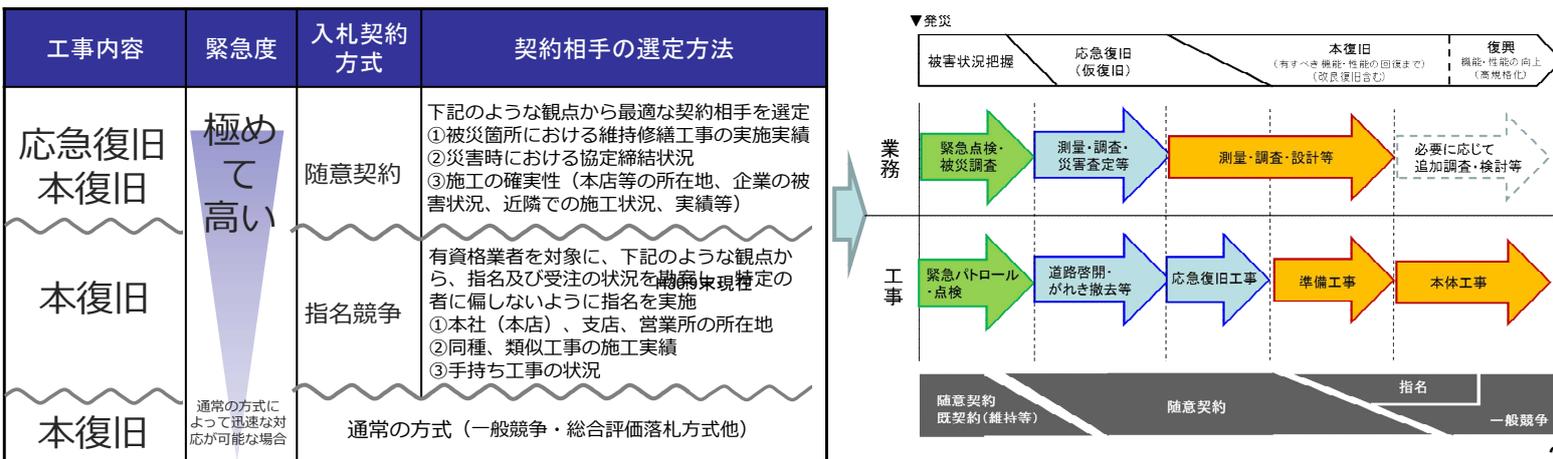
災害時の対応
災害復旧における入札契約方式の選定について

発注関係事務の運用に関する指針

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめた「**工事発注用**」のガイドラインを作成(平成29年7月)。
(地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容周知)
- 平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。
- 一方、業務に関するガイドラインはなく、品確法改正を踏まえ、早急な整備を行うことが必要

■入札契約方式の適用の考え方 工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。



適切な設計変更(遠隔地からの労働者確保等)

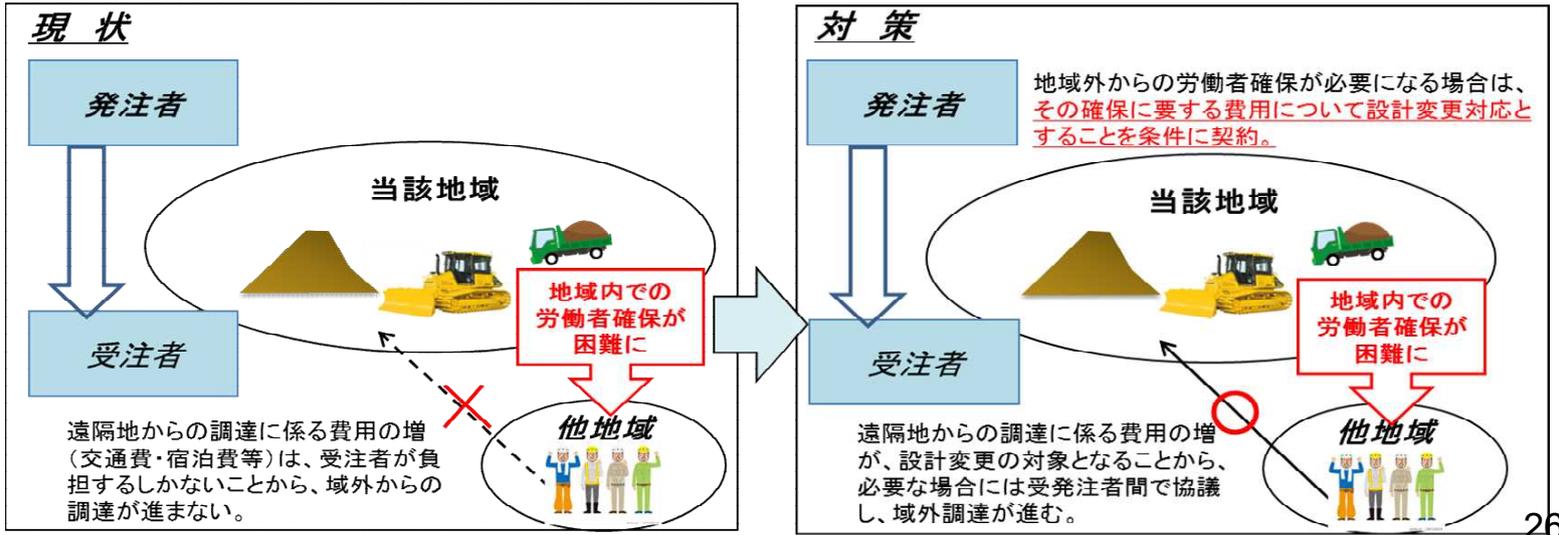
発注関係事務の運用に関する指針

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

○設計変更の対象とする経費や工種を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

<設計変更の対象とする経費の例>

- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費 など



大規模災害における復興係数・復興歩掛

発注関係事務の運用に関する指針

災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また、必要に応じて不調随契や不落随契の活用も検討する。

大規模災害における復興係数・復興歩掛

		東日本大震災	熊本地震	平成30年7月豪雨
発災日		H23.3.11	H28.4.14,16	H30.7.6-7
復興係数 間接工事費を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1 (H29.11.1一部引き上げ)	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3県	熊本県内	広島県内
	補正率	共通仮設費: 1.5 現場管理費: 1.2	共通仮設費: 1.4 (阿蘇・上益城) 1.1 (その他県内) 現場管理費: 1.1	共通仮設費: 1.1 現場管理費: 1.1
復興歩掛 直接工事費を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工、コンクリート工	土工	土工
	対象地域	被災3県	熊本県内	広島県内
	補正率	土工: 作業効率20%低減 コンクリート工: 作業効率10%低減	土工: 作業効率20%低減	土工: 作業効率20%低減

発注関係事務の運用に関する指針

事業促進PPP方式

事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、効率的なマネジメントを行う方式

- 平成24年度以降、三陸沿岸道路等の復興道路事業等において、事業促進PPPを導入
- 事業促進PPPを必要とときに速やかに導入するため、標準的な実施手法、業務内容、仕様書の記載例等を示すガイドラインを策定。

<主なポイント>

1. 適用事業

- 1) 大規模災害復旧・復興事業
- 2) 平常時の大規模事業等

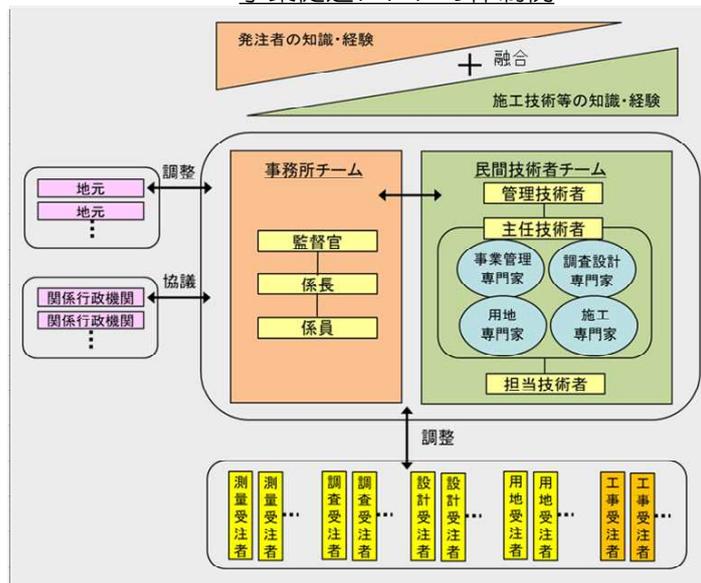
2. 特徴

- 1) 直轄職員が柱となる
- 2) 官民の知識・経験の融合により、事業を促進
- 3) 予算、契約、最終的な判断・指示は、発注者の権限
- 4) 積算、監督、技術審査等の発注者支援業務とは区別
- 5) 工事の特性に応じ、技術提案・交渉方式を活用

3. 業務内容

- 1) 全体事業計画の整理
- 2) 測量・調査・設計業務等の指導・調整
- 3) 地元及び関係行政機関等との協議
- 4) 事業管理（工程・コスト等の管理）
- 5) 施工管理

事業促進PPPの体制例



ガイドライン本文、説明資料は国土交通省HPに掲載
(<http://www.mlit.go.jp/tec/PPPgaido.html>)

工事 総合評価落札方式の改善
チャンス拡大方式

発注関係事務の運用に関する

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事实施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度又は必要に応じて施工実績の代わりに施工計画等を評価項目に設定

- 十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績等を持たない企業や技術者に対しても受注機会の拡大を図るため、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実績等にとらわれないチャンス拡大方式(いわゆるチャレンジ型や自治体評価型など)を各地方整備局で試行

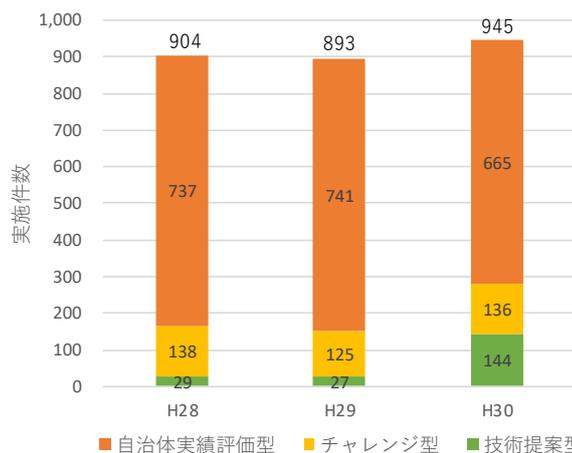
チャンス拡大方式

自治体実績評価型
工事实績と自治体の成績等を加点评価
(関東、北陸、近畿、中国、四国、沖縄)

チャレンジ型
企業・技術者の成績等を加点评価せず(又は一部緩和)に、
工事实績と施工計画等を評価
(東北、中部、中国、九州、沖縄)

技術提案型
施工計画のみを評価
(北海道、関東、近畿)

チャンス拡大方式実施件数



※H30は今後見込みを含む

発注関係事務の運用に関する指針

ワーク・ライフ・バランス等推進企業を必要に応じて評価項目に設定

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施。**

○評価方法（段階的選抜方式において評価）

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等

WLB推進企業を加点評価



段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

30

特定者又は落札者の選定方法の選択
コンペについて

発注関係事務の運用に関する指針

コンペ方式

対象とする施設や空間に求める機能や条件を発注者側から示し、その機能や条件に合致した設計案を募り、最も優秀とみなされた設計案を選ぶ方式

○設計競技方式を採用するメリット

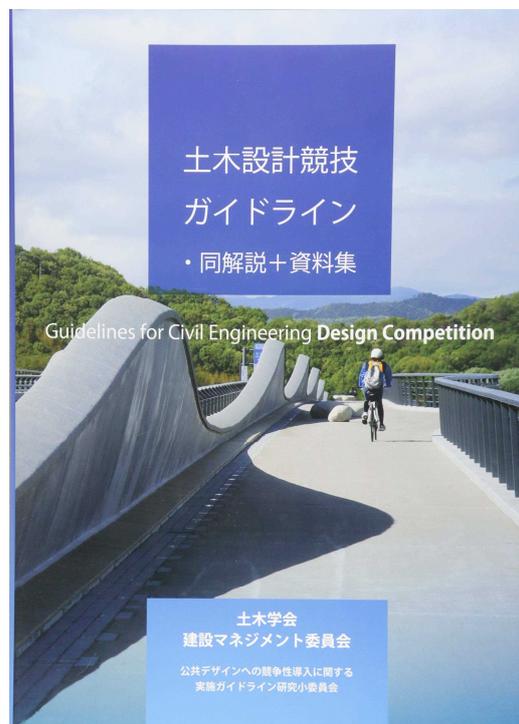
通常の設計業務を通じてでは発案されないような、地域のシンボルになる特に優れたデザインや、場所の価値の向上するデザインを実現しやすい

○コンペとプロポーザルの違い

プロポーザルは業務を実施する「人」を選び、設計競技は「設計案」を選択
設計の対象となる施設の具体イメージまでを求めるのであれば、本来、プロポーザル方式ではなく、設計競技方式を採用するのが妥当

○コンペを実施する場合に必要な準備

設計競技を行う場合には、通常の業務以上の入念な準備が必要
良い提案を得るためには、設計条件及び要求事項を明確にすることが非常に重要であり、どのような条件を整えれば優れた提案者が応募するか、競争参加者からみたインセンティブについても考慮した条件設定が必要



発注関係事務の運用に関する指針

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用等技能労働者の処遇改善を図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代に「キャリアパスと処遇の見通し」を示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力・競争力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。初年度で100万人、5年で全ての技能者の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体
(一財)建設業振興基金

技能者情報等の登録

【事業者情報】
・商号
・所在地
・建設業許可情報 等

【現場情報】
・現場名
・工事の内容 等

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入状況等

カードの交付・現場での読取

現場入場の際に読み取り

技能者にカードを交付

技能者の経験の見える化・能力評価

評価基準に合わせてカードを色分け

レベル1 初級技能者（見習い）

レベル2 中堅技能者（一人前の技能者）

レベル3 職長として現場に従事できる技能者

レベル4 高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

就業履歴を蓄積

現場管理のIT化・書類削減

見積り・請求のエビデンスとしての活用

施工実績DB・ビックデータとしての活用